



長野県報

10月29日(月)
平成19年
(2007年)
第1910号

目次

規則

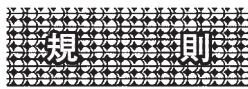
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

- 事務処理規則に基づき平成19年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課) 2
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林整備課) 2
- 公共測量の終了(土木政策課) 2
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 3
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 3
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 3

公告

- 身体障害者を対象とする平成19年度長野県職員採用選考(人事課・人事委員会事務局) 4
- 一般競争入札(環境政策課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 6
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課) 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(道路管理課) 6
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課) 7
- 道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(交通指導課) 7
- 正誤(河川課) 8



長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月29日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第8号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第3項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険

法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。
第9条及び第10条第2項中「6月」を「12月」に改める。

附則 (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

人事委員会事務局